

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「運営管理業務・事務の委託（個人型年金）」です。

第 27 講 「運営管理業務・事務の委託（個人型年金）」

（確定拠出年金法第 60 条 ほか）

第 26 講では企業型年金における運営管理業務の委託についてみてみましたが、今回は、個人型年金における運営管理業務・事務の委託について、企業型年金の場合と比較しながらみてみます。

個人型年金の運営管理業務・事務の委託に関する規定としては、確定拠出年金法第 60 条（運営管理業務の委託）、第 61 条（事務の委託）があり、この他に確定拠出年金法施行令第 31 条（運営管理業務の委託）、第 33 条（事務の委託の届出）などがあります。まず、主な条文をみてみましょう。

確定拠出年金法第 60 条（運営管理業務の委託）

第 1 項 連合会は、政令で定めるところにより、運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託しなければならない。

第 2 項 確定拠出年金運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による委託に係る契約の締結を拒絶してはならない。

第 3 項 確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、第 1 項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

第 4 項 前三項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に関し必要な事項は、政令で定める。

確定拠出年金法第 61 条（事務の委託）

第 1 項 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。

第 1 号 次条第 1 項の申出の受理に関する事務

第 2 号 第 66 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の届出の受理に関する事務

第 3 号 積立金の管理に関する事務

第 4 号 積立金の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務

第 5 号 その他厚生労働省令で定める事務（個人型年金加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛金の額が（略）拠出限度額の範囲内であることの確認に関する事務を除く。）

第 2 項 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項第 1 号、第 2 号及び第 5 号（厚生労働省令で定める事務に限る。）に掲げる事務を受託することができる。

確定拠出年金法第 60 条は、個人型年金の運営管理業務の委託に関する規定で、第 1 項には、国民年金基金連合会は、運営管理業務を運営管理機関に委託しなければならないことが定められています。この規定のポイントは、「委託しなければならない」という点で、企業型年金では「委託できる」のに対し、個人型年金では「委託しなければならない」と義務づけられています。

第2項には、運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、委託に係る契約の締結を拒絶してはならないことが定められています。

この点について、確定拠出年金法施行令第31条第1項では、運営管理業務の委託は、運営管理機関からの「委託を受けたい旨の申出」に基づいて行うこととされ、同第2項では、申出があった場合は、国民年金基金連合会は当該運営管理機関に委託しなければならないこととされています。原則として運営管理機関からの申出を起点として委託が行われることで、運営管理機関が契約の締結を拒絶することのないような仕組みが設けられているといえるでしょう。この点も、実施主体である事業主の選任により委託が行われる企業型年金と異なる点です。

また、個人型年金では、加入者等が運営管理機関を選定することをふまえ、確定拠出年金法施行令第31条第3項では、委託に際しては、加入者等が指定できる運営管理機関が1以上あることが要件となり、複数の運営管理機関が存在する前提となっています。そのため、要件を満たせない場合に備えて、確定拠出年金法施行令第31条第4項には、必要があるときには、国民年金基金連合会は、申出を行っていない運営管理機関に対して委託できることが定められています。

第3項は再委託に関する規定です。運営管理機関は、第1項により委託を受けた運営管理業務の一部を他の運営管理機関に再委託することができます。再々委託が認められないことや、再委託の対象となる業務は委託を受けた運営管理業務の一部に限られる点は、企業型年金と同様です（第26講参照）。

なお、企業型年金では、事業主による運営管理業務の評価に関する努力義務規定がありますが、個人型年金にはこれに相当する規定はありません。この点、確定拠出年金Q&A（厚生労働省）258-1では、「規定はないが、運営管理機関が自ら定期的に点検、確認し、必要に応じて見直すこととなる」と記載されています。

次に確定拠出年金法第61条で、事務の委託についてみてみましょう。確定拠出年金法上の定義はありませんが、事務とは、下記のとおり、運営管理業務に該当しないものであって個人型年金の実施に必要なものといえます。

第1項には、国民年金基金連合会は、他の者に事務を委託できることが定められています。この規定には2つのポイントがあります。1つは、「他の者」に委託するという点で、運営管理業務の場合は、委託先は運営管理機関に限られますが、事務の場合は、委託先は運営管理機関以外の者も委託先となります。もう1つは、委託「できる」という点で、個人型年金では運営管理業務については委託しなければならないという定めですが、事務については委託できるという定めになっています。

委託できる事務は、同項の各号及び確定拠出年金法施行規則第37条に定められています。個人型年金の加入申出の受理、氏名等の届出の受理、積立金の管理等、掛金の収納など広範に及びます。これらは、個人型年金では、個人が加入の申出をすることにより加入者資格を取得することや、資産管理機関が設置されないことなどにより生じるものです。ただし、第5項の括弧書により、個人型年金の加入者の資格の確認、及び、掛金が拠出限度額の範囲内であることの確認に関する事務は委託できません。

第2項には、金融機関は、他の法令の規定にかかわらず、加入の申出の受理、氏名等の届出の受理、掛金の収納などの事務を受託できることが定められています。これは、金融機関が営むことができる業務は銀行法等の法律に定められていますが、これらの法律による定めがなくても受託できるということです。

なお、国民年金基金連合会が事務の委託をしたときは、確定拠出年金法施行令第33条により、遅滞なく、受託者の名称等を厚生労働大臣に届出なければなりません。

企業型年金と個人型年金では運営管理業務の委託の取扱いが異なることや、個人型年金には運営管理業務の委託に加え事務の委託に関する規定が設けられている点には、留意が必要です。

今回は、「運用の方法の除外」です。

※記載内容は2024年1月1日現在の法令に基づくものです。